○農林水産省告示第千九百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月七日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　北海道苫前郡苫前町字力昼五七の三・一三〇二・一三〇三（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、五七の四・六一・六三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び苫前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月七日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　北海道久遠郡せたな町大成区本陣二二四の一地先・二三〇地先・古宇郡神恵内村大字赤石村一の六地先（以上三筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月七日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　兵庫県丹波市市島町中竹田字岩倉六一八二、六一八三、六一八五、六一八六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字岩倉六一八二・六一八三・六一八五・六一八六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月七日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　兵庫県篠山市川阪字ジザイ堂ノ谷三〇、字細谷三一の三、三一の四、三一の七、字南田四六の三から四六の五まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月七日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　兵庫県丹波市氷上町三方字親父畔二〇四五の五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○防衛省告示第二百四号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用が平成二十八年十月五日次のとおり決定された。

平成二十八年十月七日

防衛大臣　稲田　朋美

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
六〇三六	トリイ通信施設	沖縄県中頭郡読谷村	国有 民有	土地：約二五〇平方メートル 土地：約五、二〇〇平方メートル 自衛隊が訓練場所として共同使用する。 使用期間：平成二十八年十月十六日から同月二十八日までの間
六〇四八	ホワイト・ビーチ地区	うるま市	国有 民有	土地：約四六〇平方メートル 土地：約一六、〇〇〇平方メートル 自衛隊が訓練場所として共同使用する。 使用期間：平成二十八年十月十六日から同月二十八日までの間
六〇五六	牧港補給地区	浦添市	国有 民有	土地：約一、一〇〇平方メートル 土地：約二五、〇〇〇平方メートル 自衛隊が訓練場所として共同使用する。 使用期間：平成二十八年十月十六日から同月二十八日までの間
六〇六四	那覇港湾施設	那覇市	国有 公有 民有	土地：約二五〇平方メートル 土地：約一、一〇〇平方メートル 土地：約一〇、〇〇〇平方メートル 自衛隊が訓練場所として共同使用する。 使用期間：平成二十八年十月十六日から同月二十八日までの間